

前期授業料の納入猶予申請について
(新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるもの)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動はコロナ禍前に戻りつつありますが、依然として影響を受けている学生さんも少なくありません。

つきましては、昨年度に続き、学資負担者（保護者等）及び学生本人の収入が減少し、学生生活の維持が困難な学生さんに対して、新型コロナウイルス感染症の影響による退学者を一人も出さないための支援策として、また、少しでも安心して大学生活を送れるように前期授業料の納入猶予を実施します。

・前期授業料の納入猶予申請について

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学資負担者（保護者等）及び学生本人の収入が減少し、5月の指定期日までに授業料の納入が困難な場合は、前期授業料の納入猶予を申請することにより、納入期限を **8月末まで**延長することができます。

【対象者】

正規の学部生、大学院生（ともに留学生含む）

※修学支援新制度による前期授業料免除（新制度）及び山口大学前期授業料免除（旧制度）を申請している学生は、判定結果の通知まで授業料の納入が猶予されるため、本申請の対象となりません。前期授業料免除の判定結果により、授業料の納入猶予が必要となった学生に対しては、判定結果の通知の際に申請期間を改めてお知らせします。

【申請方法】

前期授業料の納入猶予を希望する学生は、別紙「前期授業料納入猶予申請書」に必要事項を記載のうえ、下記のメールアドレスまで送付してください。

なお、メールのタイトルは「授業料納入猶予申請書提出について」としてください。

【申請期限】

令5年5月15日（月）必着

【本件の対応窓口（申請書の送付先）】

山口大学学生支援部学生支援課学生サービス係

TEL：083-933-5611

E-mail：gal13@yamaguchi-u.ac.jp